

介護保険だより

平成29年9月号

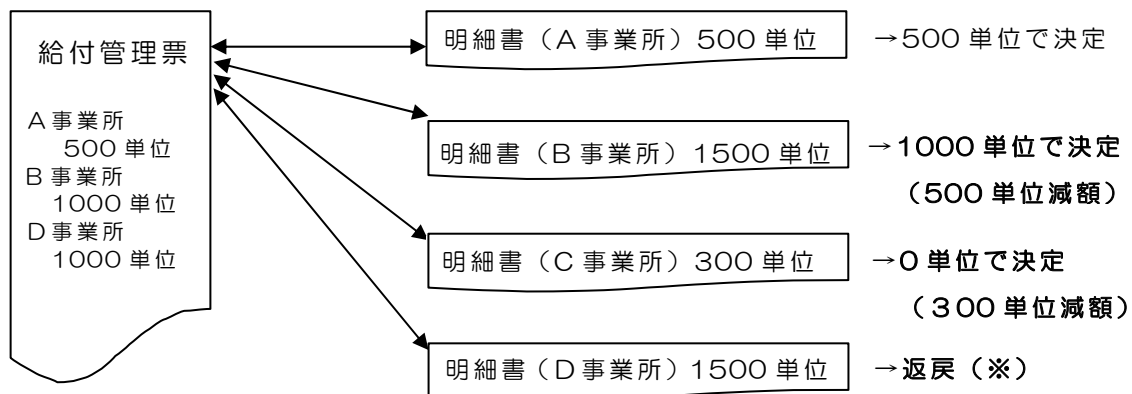
群馬県国民健康保険団体連合会

給付管理票と請求明細書の突合による支給限度額管理について

国保連合会では、居宅介護サービス事業所の請求明細書と居宅支援事業所の給付管理票の突合を行う支給限度額管理を行っていますが、その結果について問い合わせが多く寄せられています。つきましては、以下の内容をご確認ください。

1 支給限度額管理のイメージ

(1) 給付管理票の提出がある場合



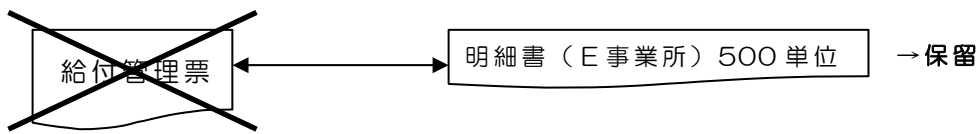
※減額後の単位数をシステムが判断できない場合

この場合、給付管理票と請求明細書を突合し、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超えない場合（上図のA事業所）は、請求明細書の単位数のとおり決定し、給付管理票に記載された単位数を超える場合（上図のB事業所）は、給付管理票の単位数に合わせて減額し、給付管理票に記載がない場合（上図のC事業所）は、0単位に減額します。

減額が行われた事業所には、介護保険審査増減単位数通知書が送付されます。

また、請求明細書の単位数が給付管理票に記載された単位数を超える場合であっても、訪問介護において特別地域加算と訪問介護初回加算を併せて請求している等、減額後の単位数をシステムが判断できない場合（上図のD事業所）には、「査定でエラーのあるもの」という事由により返戻となります（詳しくは、介護保険だより平成29年8月号をご確認ください）。

(2) 給付管理票の提出がない場合（返戻を含む）



給付管理票が未提出又は審査の結果、返戻の場合には、請求明細書は保留となります。ただし、県内受給者の場合には「保留」となりますが、県外受給者の場合には「返戻」となります。

2 サービス事業所における対応

(1) 介護保険審査増減単位数通知書に増減単位数が表示された場合

【原因】

- ・居宅支援事業所から給付管理票が提出されたが、給付管理票に記載されている給付計画単位数が請求明細書の限度額管理対象単位数より低い。
（増減単位数通知書には「給付管理票の実績を超えるもの」と表示）
- ・居宅支援事業所から提出された給付管理票に、サービス事業所の記載がない。
（増減単位数通知書には「給付管理票に実績が記載されていないもの」と表示）

【対応】

- ・居宅支援事業所に給付管理票の修正を依頼します。
なお、請求明細書の取下げや再提出は不要です。

(2) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に「返戻」と表示された場合

【原因】

- ・居宅支援事業所から給付管理票が提出されたが、給付管理票に記載されている給付計画単位数が請求明細書の限度額管理対象単位数より低い。

【対応】

- ・サービス事業所の請求が正しかった場合には、居宅支援事業所に給付管理票の修正を依頼した上で、請求明細書を再提出してください。
- ・居宅支援事業所の給付管理票が正しかった場合には、請求明細書の請求単位数等を修正して再提出してください。

(3) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表に「保留」と表示された場合

【原因】

- ・居宅支援事業所から給付管理票が提出されていない。
- ・居宅支援事業所から提出された給付管理票が審査で返戻となった。

【対応】

- ・居宅支援事業所に給付管理票の提出（返戻の場合は再提出）を依頼します。

なお、請求明細書は2か月間保留となりますが、2か月経過しても給付管理票が提出されない場合には、返戻となるため再提出が必要となります。

例えば、平成29年9月に保留となり11月までに給付管理票が提出されなかった場合には、12月以降は再提出が必要となります。

また、保留となった請求明細書の取り下げが必要となった場合には、返戻依頼書を本会へご提出ください。その場合、欄外に「保留分」と記載してください。



注意

居宅支援事業所には、サービス事業所の減額や保留の結果は通知されませんので、上記の結果が出た場合は、必ず居宅支援事業所に確認してください。

3 居宅支援事業所における対応

(1) サービス事業所から、請求明細書が「減額」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票は提出されているが、給付管理票に記載された給付計画単位数が、サービス事業所のサービス実績より小さい、又は給付管理票にサービス事業所が記載されていない。

【対応】

- ・給付管理票を作成区分「修正」で提出します。

(2) サービス事業所から、請求明細書が「返戻」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票は提出されているが、給付管理票に記載された給付計画単位数が、サービス事業所のサービス実績より小さい。

【対応】

- ・サービス事業所の請求が正しかった場合には、給付管理票を作成区分「修正」で提出します。

(3) サービス事業所から、請求明細書が「保留」になっていると連絡を受けた場合

【原因】

- ・給付管理票が提出されていない。
- ・提出した給付管理票が返戻になっている（「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に掲載される）。

【対応】

- ・給付管理票を作成区分「新規」で提出します。



注意

給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないようご注意ください、提出をお願いします。

インターネット請求を予定されている事業所の皆様へ

1 電子証明書について

インターネット請求の場合、その請求が真に名義人によってなされたものであるかを介護電子請求受付システム上で確認するため、1事業所につき1通の電子証明書（発行手数料：介護保険証明書13,200円、介護・障害共通証明書13,900円、有効期間はいずれも3年）を取得していただく必要があります。

2 代理請求について

代理請求とは、事業所から委託を受けた代理人が介護保険または障害者総合支援の請求業務（請求情報の送信等）を事業所に代わって行うことです。

通常、インターネット請求では請求情報の送信や通知文書を取得するため、1事業所につき1通の電子証明書の取得が必要ですが、代理請求の場合、代理人が保有する代理請求用ID（代理人ID）で取得した電子証明書（1通）を用いて複数事業所分の請求情報の送信等が行えるようになります。

なお、代理請求の場合であっても給付費の支払いについては、予め事業所ごとに提出された介護給付費の請求及び受領に関する届に記載の口座への振り込みとなります。

3 代理人

本会の発行した代理人IDを保有する「（1）同一事業者（2）第三者（3）地方自治体」であれば委託することができます（最大100事業所まで委託可能）。

ただし、他の国保連合会から発行された代理人IDでは、群馬県での請求はできませんので、本会への代理人登録申請等の手続きが必要です。

（1）同一事業者

ア 一つの法人で複数の事業所番号をもつ場合

イ 本店が支店の請求をまとめて行う場合

ウ 一つの法人で介護保険事業所と障害者総合支援事業所をもつ場合

（2）第三者

事業所から委託を受けた第三者

（3）地方自治体

市区町村

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会